

# 主な改正内容

## ○申請についての記載

改訂前		改訂後	
①	申請期限の記載なし	①	申請期限の記載あり
②	区域内未普及区域の記載なし	②	区域内未普及区域の記載あり
③	申請書類は付近見取図、 必要と認める書類のみ	③	申請書類記載の拡充

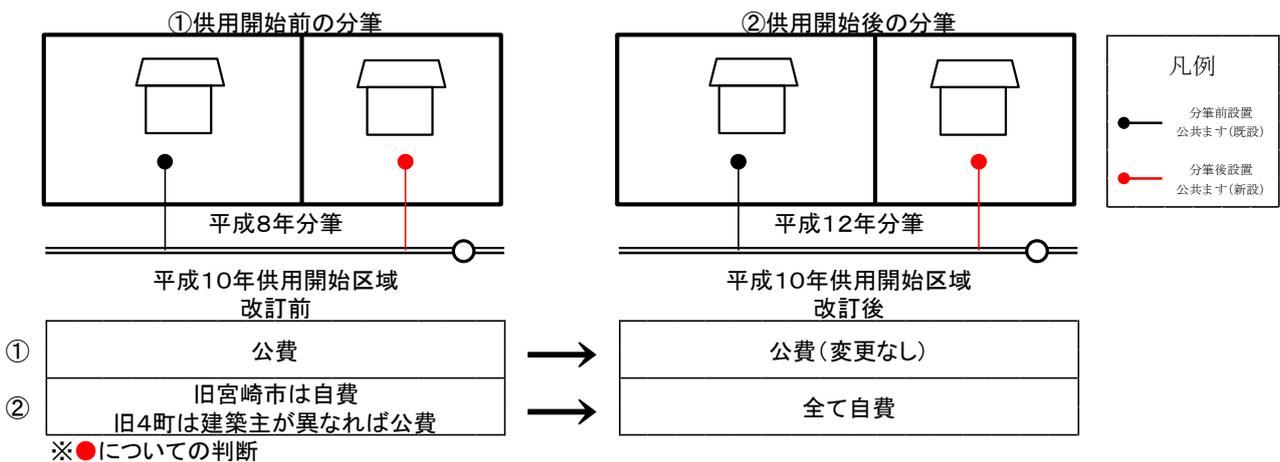
※①申請期限概ね2ヶ月を記載しております（各年度2月以降に受理した申請書については、翌年度の施工となります）。

なお、令和4年3月31日以前に建築確認を受けているもの、公共ますの設置申請がなされているもの及び公共汚水ます設置に関する事前相談書の提出がなされているものの取扱いは、従前の要綱によるものとします。

※②区域内未普及区域等では公共ます設置までに多くの日数がかかります。公共ます設置に要する日数等は下水道整備課へお問い合わせください。

※③申請書類に漏れがないよう、記載を詳細に行っております。

## ○分筆後の土地における新設公共ますについて（例：平成10年供用開始の場合）



## ○更地（公共下水道に接続すべき建築物等がない土地）を分筆した場合の新設公共ますについて

